

感染症広域情報

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その3）

2020年1月27日（月）

【ポイント】

- 新型コロナウイルスの感染症例が複数の国・地域から報告されています。
- 湖北省に対して感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を、中国のその他の地域に対して感染症危険情報レベル1「十分注意してください」を发出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html

1 世界での新型コロナウイルス感染症例数報告

(1) 2019年12月31日、中国政府当局より世界保健機関（WHO）に対して原因不明の肺炎の発生が報告され、2020年1月9日、当該肺炎患者から新型コロナウイルスが特定されたとする予備的な確定が中国当局により行われました。

(2) 各国政府当局等より、新型コロナウイルス感染症例が報告されており、27日現在、我が国を含む15カ国・地域で2,700例以上の症例が確認されています。

(3) ベトナムにおいては、中国以外では初となるヒトからヒトへの感染と思われる事案が確認されています。

2 中国当局は、武漢市を含む16市州（以下参照）の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖を発表しています。

武漢、鄂州、仙桃、枝江、潜江、黄冈、赤壁、咸宁、黄石、恩施自治州、荊州、孝感、荊門、当陽、随州、宜昌

3 世界保健機関（WHO）の発表1月23日（現地時間）、WHOは、昨日に続き中国における新型コロナウイルスの発生状況について緊急委員会を開催し、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern, PHEIC）を宣言するのは時期尚早と発表しました。また、中国では感染者の介護をしている家族や医療従事者に限定されているとしながらも、ヒトからヒトへの感染があるとしており、伝播の程度は明らかになっていないとしています。

4 厚生労働省の取組

厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。日本でもこれまでに4例の輸入症例が確認されており、帰国後にこれらの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、武漢市に滞在歴があることを申告の上、医療機関を受診するよう協力を求めています。

参考：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は、以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>